

## 平成 30 年度 空家等対策実施事業（案）

## ○無料相談会の開催

## ●開催時期・回数

- ・ 6 月頃（固定資産税納税通知書に開催案内を同封）
- ・ 年 2 回（定例）

## ●対象者：

- ①空き家の管理に困っている方
- ②空き家を売却したい方
- ③空き家を利活用（賃貸等）したい方

## ●連携事業者：

司法書士、土地家屋調査士、法務局、建築士、宅地建物取引業者など  
（※税理士、弁護士との連携も検討）

## ●内容：

- ・ 空き家の所有者の相続登記に関すること
- ・ 土地境界の調査、確認に関すること
- ・ 空き家の管理に関すること
- （・ 空き家に係る税金に関すること）
- （・ 空き家の権利関係、空き家をめぐる紛争解決に関すること）

## ○無料相談の実施（定期開催：予約制）

## ●神奈川県司法書士会（毎月第 3 水曜日）

- ・ 地域政策課が実施している認定司法書士による無料法律相談に、空き家に関する相談も受け付けることを追加で周知

## ●神奈川県土地家屋調査士会

- ・ 新規に土地家屋調査士による相談機会を 3 か月に 1 回程度設ける

## ○セミナーの開催

## ●対象者：

町内在住者、町内に空き家を所有している方など

## ●講師：

司法書士、土地家屋調査士

## ●講演内容：

- ・ 空き家の放置によって発生する問題（適正管理の周知）
- ・ 土地境界に係る問題について
- ・ 相続登記に係る問題について

## ●その他：

- ・ 無料相談会と同日開催とすることを検討
- ・ 小規模セミナーの実施を検討（30 分～1 時間程度）

## ○空き家バンク事業補助金の変更

## ●変更前

- ①改修費補助、②固定資産税相当分補助、③家賃相当分補助、④中古住宅購入費補助

## ●変更後

- ・ 既存の住宅リフォーム助成制度、同居・近居推進事業補助金と統合を図ることを検討

## ●その他

補助金内容の変更にあわせ、空き家バンクへの登録対象物件についても検討を行い、広く周知を図る